



鳥取県公報

平成13年11月30日(金)

号外第120号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(70)(長寿社会課).....	1
-----	--	---

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

1 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

岩井長者寮の使用料に係る経済的事情による区分のうちD階層又は22階層に該当する要件となる対象収入額の範囲を4,177,681円以上(現行 4,160,881円以上)に、21階層に該当する要件となる対象収入額の範囲を4,177,680円以下(現行 4,160,880円以下)に引き上げるとともに、C10階層及びD階層並びに20階層から22階層までの使用料の額を700円引き上げることとした。(附則別表、別表関係)

2 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

福原荘についても1と同様の処置を講ずることとした。(附則別表、別表関係)

3 施行期日

この規則は、平成13年12月1日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年11月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第70号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第1条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和39年鳥取県規則第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,770円	162,770円	C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,070円	162,070円
D階層	対象収入額が4,177,681円以上である者	164,330円	163,330円	D階層	対象収入額が4,160,881円以上である者	163,630円	162,630円
備考 略				備考 略			
別表（第6条の2関係）				別表（第6条の2関係）			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	163,770円	162,770円	20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	163,070円	162,070円
21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,177,680円以下であるとき	163,770円	162,770円	21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,160,880円以下であるとき	163,070円	162,070円
22階層	対象収入額が4,177,681円以上であるとき	164,330円	163,330円	22階層	対象収入額が4,160,881円以上であるとき	163,630円	162,630円
備考 略				備考 略			

（鳥取県立福原荘管理規則の一部改正）

第2条 鳥取県立福原荘管理規則（昭和57年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
附則別表				附則別表			
区 分		金額（1人月額）		区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室			大居室	小居室
略				略			
C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,770円	162,770円	C 10階層	59,801円以上の所得税を納付することを要する者	163,070円	162,070円
D階層	対象収入額が4,177,681円以上である者	164,100円	163,100円	D階層	対象収入額が4,160,881円以上である者	163,400円	162,400円
備考 略				備考 略			

別表（第5条関係）

区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室
略			
20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	163,770円	162,770円
21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,177,680円以下であるとき	163,770円	162,770円
22階層	対象収入額が4,177,681円以上であるとき	164,100円	163,100円

備考 略

別表（第5条関係）

区 分		金額（1人月額）	
		大居室	小居室
略			
20階層	対象収入額が3,300,001円以上3,400,000円以下であるとき	163,070円	162,070円
21階層	対象収入額が3,400,001円以上4,160,880円以下であるとき	163,070円	162,070円
22階層	対象収入額が4,160,881円以上であるとき	163,400円	162,400円

備考 略

附 則

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

